

10. 資料集

事業一覧

●すでに取り組んでいること
○今後の検討事項

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策					
			① 強化 ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者		
関係課	関係機関対象のゲートキーパー研修	現在、市から様々な機関へ業務を委託し実施しており、業務を行ううえで多くの市民と関わることから、自殺リスクの高い人々を早期に見出すことができる機会となります。対応を行う機関職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、つなぎ役としての対応を取れるような人材育成に努めます。		○									
関係課	納税相談	市民税、固定資産税、国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料などの徴収を行う職員は、市民が失業や病気等で市税等の納付困難となった場合、納税相談を実施する。		●		●		●	●	●	●		
人事課	職員の研修事業	職員研修をととして、職員の自殺対策に対する意識を高め、全庁的に自殺対策の推進を図ります。		○	○								
人事課	職員の健康管理	住民からの相談に応じる職員の心身の健康の維持増進を図ることで、悩みを抱える本人やその支援者に対し、より適切な支援をすることができると考えられます。また、自殺対策の一つとして、職場のメンタルヘルス向上に取り組むことによって、職員の健康の維持増進につなげることができます。		●				●					
危機管理課	被災時におけるメンタルヘルス対策	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上不安や悩みに対する相談や、実務的な支援、専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。市地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進できます。				●							
危機管理課	交通遺児奨学援助金制度	交通事故で父母等の監護者をなくした遺児の就学の安定を図る制度です。交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があります。また、加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にもつながります。相談者に来た人に、リーフレット等を配布することで、支援機関等の情報周知が可能となります。				●							
危機管理課	安心安全まちづくり事業	推進会議で自殺実態に関する情報等を共有し、気付きの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となります。			○								
総務課	行政の情報提供・広聴に関する事務	住民が地域の方法を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会となります。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」に特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能です。			●								
総務課	住民ガイドブックの発行	ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることが出来ます。			○								
総務課	行政情報コーナーに関する運営	行政情報コーナー(ポスター掲示、情報公開コーナー)において、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会になると考えられます。			●								
人権施策課	人権啓発事業(セミナー・街頭啓発・地域まつり開催事業)	自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する講演や、パネルの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となります。また、人権意識を高めるため、講演会の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とします。			●								

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策				
			① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者	
人権施策課	DV対策推進事業	DV被害者からの相談を受け、被害者の生命の安全及び自立支援のため、関係機関へ連携しています。DV予防(防止)啓発活動を行うことで、理解・認識を深めてもらい、DV予防や周りの気づきを図ります。			●	●						
人権施策課	女性相談事業	様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直面した際の相談窓口として実施しています。関係機関の紹介、問題内容に応じた連携した支援を行います。		●	●	●						
人権施策課	人権相談事業	相談を通じて、相談者の自殺リスクを早期に発見・防止し、関係機関へとつなぐ役割を担うことができます。		●		●						
市民協働課	地域活動振興事務	自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何が出来るかを主体的に考えてもらう機会となります。また、各自治会独自の活動となるため、パンフレット等を活用して啓発していきます。				○						
市民協働課	出前講座	「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、出前事業のメニューに加えることで住民への啓発と周知を行います。				○						
市民協働課	住民への相談事業	相談者の中には、自殺につながる悩みや問題を抱えている事もあります。各種相談を受ける窓口では相談内容に応じた専門的分野の相談窓口への案内が重要です。特に専門的知識が必要になる弁護士による法律相談は、毎月第2木曜日に7枠(1人あたり25分)を無料法律相談窓口として開催し、多くの方が利用しています。				○						
市民協働課	消費生活相談	市民が消費生活関連の被害に遭わないように、また、被害に遭った場合の対応や支援を相談できる環境を整備し、健全で快適な消費生活を促進します。				○						
社会福祉課	相談支援	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。支援の中で自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会にすることができます。また、障害を抱える人だけではなく、生活に困っている人の窓口となり、適切な支援を提供できるよう努めます。		●	●	○		●	●			
社会福祉課	生活安定支援事業	社会福祉協議会の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、生活相談や就職相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができます。		●	○	○						
社会福祉課	障害者虐待防止センター窓口	障害者虐待に関する通報・相談窓口を社会福祉事務所に設置しています。虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者の支援を行い、適切な支援先へとつなげる障害者虐待に関する通報・相談窓口となるよう努めます。		○	○	○						
社会福祉課	生活困窮者自立相談支援事業	あらゆる困り事を抱えた市民の相談を基本的に排除することなく、寄り添い支援を行っています。生活保護法のような指導や指示をするわけではありませんが、「行政の助言」よりも先に「相手の思いを汲む事」を大切に、単発で終わらないように、次に繋がる支援を意識しながら事業展開しています。				●			●		●	
社会福祉課	生活保護法の活用	病気や障害等の理由で働くことが出来ない市民に対して、最低限度の生活を営めるように、必要な方に生活保護法を適用します。また自殺予防の観点からも、先ずはその世帯の生活基盤を整える事により、自尊感情や自己有用感が再構築され、病気や障害を乗り越え、又は共に共存しながら自立した生活ができるよう支援します。				●			●	●	●	
社会福祉課	奈良県広域就労準備支援事業	義務教育修了後より64歳までの生活困窮者のうち、社会に適應する能力に不安を感じている(引きこもり・ニート等)方に対し、個別にプランを作成し、各種プログラムに参加していただき、自信を持って社会にでられるように支援します。				●			●		●	

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策			
			① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者
社会福祉課	民生・児童委員活動	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあります。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となるよう努めます。			●					●	●
社会福祉課	保護司会活動	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の間人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくありません。対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるよう努めます。			●	●					●
社会福祉課	地域福祉相談員事業	陽だまり政策の一環として行われている事業で、地域福祉支援員等による相談活動や見守り活動を行っています。地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と適切な支援につなげるよう努めます。			●	●					
高齢福祉課	ひとり暮らし施策	地域での支え合いを目的に、老人会の加入者が対象者を訪問し、安否確認を実施しています。				●					●
高齢福祉課	生きがい施策(高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けのクラブへ活動助成を行っています。講習会等で自殺問題に関する講演ができれば、住民への啓発の機会となります。		●	●						●
高齢福祉課	養護老人福祉施設への措置	65歳以上で虐待等の理由により自宅での生活が困難な高齢者への入所事務を行っています。				●					●
高齢福祉課 社会福祉課	成年後見人制度利用支援事業	判断能力に不安を抱える方の中には、認知症や精神疾患・知的障害等の病気を持つ人が多く、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となることができます。	●								
高齢福祉課 地域包括ケア推進室	高齢者に関する窓口相談	地域包括支援センターを中心に、高齢者に関する相談を実施。高齢者が集まる総合福祉センター等に相談機関の窓口一覧等のリーフレットがあれば、高齢者の相談先情報等の周知の機会とすることができます。			●	●					●
高齢福祉課	ふれあい会食事業	食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができます。また、食事を提供する職員が、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、適切な機関へとつなぐ等の対応が取れるように努めます。				○					●
高齢福祉課	寝たきり高齢者理髪・美容サービス事業	理美容サービスを行う業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へとつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになるよう、人材育成に努めます。		○		●					●
地域包括ケア推進室	認知症高齢者施策の推進	認知症の当事者や家族が地域で孤立することのないよう、地域みんなで認知症を支える取り組みを展開しています。			●						●
児童福祉課	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があります。扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある人との接触できる窓口として活用し、早期発見と関係機関への連携を行います。	○			●					
児童福祉課	各保育所・幼稚園子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供をおこない、保護者の不安感を緩和するために事業を行います。	○	○							
児童福祉課	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、支援する機会となります。また、学童保育所の職員にもゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へとつなぐ等の対応が取れるように人材育成も行っていきます。	○	○			○				

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策			
			① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者
けんこう増進課	母子健康手帳交付妊婦健康診査受診券発行	妊娠届時(母子健康手帳・妊婦健診補助券交付等)、妊婦や家族の健康状態、妊娠・出産・育児に関する悩みや不安(経済状況、支援者等)に対応するため、妊婦等全員に面談を実施しています。必要に応じ、継続的な相談支援を行ったり、関係機関と連携することで妊娠・出産の不安軽減やマタニティブルーの予防等に努めています。		●	●						●
けんこう増進課	子育てひろば事業/地域子育て支援拠点事業	拠点となる親子の遊び場を開設し親子間の交流、子育ての相談、子育て力をアップする講座などを実施しています。市内で3か所を開設し、いつでもどこかが開設している状況を作っています。保育士を配置し子どもとの関わり方などを伝え、子育ての不安感の軽減につなげます。また、社会とつながる一端も担っています。				●					
けんこう増進課	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行う人(援助会員)、援助を行ってほしい人(依頼会員)による有料の相互援助活動です。保育では補えないすき間を埋める支援事業。子育ての負担感を補ったり、仕事保障をする。継続して活動をしてもらうことで援助会員との信頼関係もうまれ良き理解者となるよう努めます。				●					
けんこう増進課	利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。子育て相談、子育ての情報提供、サークル支援、地域連携を行います。保護者の相談に寄り添い対応し必要なサービスや関係機関に連携します。子育ての孤立化を防ぐため居住地域でのミニつどいの広場を開催しています。保健福祉センター陽だまり内子育て総合支援室で母子保健型・基本型、まほろばセンターで基本型を開設しています。				●					
けんこう増進課	親子ふれあい教室	1歳6か月健診等後、こどもとの関わり方がわからない保護者や発達に気がかりさをもつ子どもを対象とした親子で参加する年齢別教室です。遊びを中心とした教室の中で子どもの個性と向き合い関わり方を学んでいけるよう支援します。保育士が運営しています。作業療法士、臨床心理士も対応します。子どもの個性を知り受け止めていくことで前向きに子育てしていくことを応援します。				●					
けんこう増進課	電話相談	赤ちゃんや子どもの育児のことから自身の健康不安、食事や運動等の生活面の健康相談など、気軽に相談できるよう電話相談も保健師・栄養士が随時対応しています。		●							●
けんこう増進課	がん検診	胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施しています。要精密健診等、結果状況に応じ継続した支援をしています。		●					○		●
けんこう増進課	健康相談 特定健康診査等 事後指導	保健師や栄養士が行う健康相談、健診事後指導においては身体・精神面の健康問題だけでなくこころや病気の悩み、アルコール問題を抱えているケースもあり、この側面からの支援が優先となる場合もあります。必要に応じては専門医や断酒会等との連携を図ります。		●					○		
けんこう増進課	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの子どもがいる家庭を看護師が訪問します。母子の体調を確認するとともに、悩みや困り事の相談に対応しています。				●					
けんこう増進課	妊婦・産婦・乳児訪問	助産師・保健師が家庭訪問等により産前産後の相談や育児相談を行い、安心して子育てできる支援を行います。				●					
けんこう増進課	乳幼児健康診査	4か月・10か月・1歳6か月・2歳6ヶ月・3歳6か月児健診を実施しています。内科診察、幼児の歯科診察、身体計測、発達確認のほか、保健指導時には育児や栄養、保護者の健康相談にも対応しています。				●					
けんこう増進課	もぐもぐ教室	離乳食を進めていくことは不安とプレッシャーが大きく、同じ月齢の保護者同士が集まり、離乳食についての話や作り方を見学することにより不安軽減を図ります。				●					
けんこう増進課	すくすく相談	赤ちゃんの体のことや育児の悩み事について、気軽に相談できるよう月2回、対象月例を分けた乳幼児の健康相談を実施しています。保健師や栄養士が相談対応しています。				●					

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策				
			① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者	
けんこう増進課	のびのび相談(発達相談)	幼児を対象に臨床心理士による発達相談です。1人1時間予約制で、発達検査を行い、保護者の児への関わり方をアドバイスします。必要に応じて関係機関と連携します。				●						
けんこう増進課	こころの相談	臨床心理士によるこころの相談です。乳幼児健診や家庭訪問等でこころに問題を抱える保護者の方へ声をかけ、1人1時間予約制で実施します。				●						
けんこう増進課	子育て支援事業	地域の子育て家庭を対象に、親子の交流の場を提供し、育児相談や子育てに必要な情報提供をおこない、保護者の不安感を緩和します。				●						
けんこう増進課	健康づくり推進協議会での自殺対策推進の位置づけ・ネットワーク会議(庁内外実務者)での推進、普及啓発	桜井市健康づくり推進協議会は、保健・医療・福祉・教育・住民代表等、幅広い関係機関や団体で構成されており、桜井市の自殺対策推進の中核組織として、計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	○									
けんこう増進課	リーフレット・啓発グッズの作成と配布	自殺に関しては、誰でもなり得ること、自殺に至る前段階でサインが発せられていることなど、正しい理解者が増えることで、悩みを受け入れられる良き理解者が増える環境づくりが重要です。悩みやこころの健康に関する相談窓口の周知を図ることで、早い段階で専門機関につなげるための体制整備を行います。			○							
けんこう増進課	思春期健康教育(いのちの授業)	思春期は、身体的発達と精神的枝発達が不均衡な時期であり、また性的関心が高まる時期でもある。この時期の子どもたちに、自己共の命の大切さを意識すること、責任のある自己決定ができる行動についての健康教育や保健授業を行い、いじめや心の不調、望まない妊娠等の問題解決に向けた支援を行います。					●					
けんこう増進課	ゲートキーパー研修の実施	市民と接することの多い職員が、問題を抱え、自殺リスクの高い人々をキャッチすることができれば、適切な窓口につなぎ、自殺を未然に防止することが可能です。このような対応に必要な知識を取得し、実践できるようにするため、職員にゲートキーパー研修を実施します。		○	○							
こども未来課	家庭児童相談(子ども家庭総合支援拠点)	18歳未満の子どものいる家庭を対象に悩み(子育てや親子・夫婦関係)や困り事の相談に対応しています。18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦の様々な相談に対応し、子ども家庭支援を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整し支援していきます。				●	●	●				
こども未来課	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止、早期発見、早期対応、支援活動等総合的な取組を推進するための保健、医療、福祉、教育、警察等で構成するネットワーク組織です。児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行います。	●	●	●	●	●					
こども未来課	子育て短期支援事業	ショートステイ…保護者が一時的に児童を養育することが困難な場合、乳児院や児童養護施設で原則7日間を限度に児童を預かります。 トワイライトステイ…仕事の都合などで平日の夜間または休日に児童を養育することが困難な場合、児童養護施設で児童を預かります。				●						
こども未来課	母子生活支援施設措置	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分にできない場合、子どもと一緒に母子生活支援施設に入所することにより、生活の安定を図り、自立への支援を行うことは自殺リスクの軽減にもつながります。				●						
営繕課	公営住宅管理事務・公営住宅入居手続き	公営住宅の居住者や入居申込者は、自殺要因になり得る生活困窮や低収入など、生活面での困難や問題を抱えていることが少なくありません。そういった方に接触することで、状況を把握し支援につなげるための有効な窓口となれるよう努めます。公営住宅には高齢者世帯も多く、特に、独居高齢者は一般的に自殺のリスクが高いとされているため、変化に気づき、関係機関と連携し対応ができるようにします。		○		●					○	

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策					
			① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童のSOS	① 勤務・経営	② 無職者・失業者	③ 高齢者	④ 生活困窮者		
営繕課	公営住宅家賃の徴収	家賃の支払いが困難な人の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性があるため、「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられるように努めます。				○							●
商工振興課	中小企業資金融資補助	貸付利率の一部及び信用保証料を補填することで、金融負担の軽減と経営基盤の安定を図ります。また、融資の機会を通じて、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となります。				●		●					
商工振興課	商工業振興促進奨励金	誘致条例に基づく指定企業に対し、市内在住者を正規従業員として雇用した場合従業員1人につき交付金を出すことで市民の雇用促進を図ります。(商工業等施設を設置するために要した費用(土地を除く)条件等あり)				●		●					
商工振興課	ワークライフバランスの推進に関する広報記事の掲載	労働基準監督署などの依頼で、広報紙へワークライフバランスに関する記事を掲載している。事業主だけでなく労働者も含めたライフワークバランスの啓発や周知をおこなうことで、職場のメンタルヘルス向上に取り組む動機付けとなります。				●		●					
商工振興課	商工会会員事業所等への情報提供	商工会を通じて会員事業所等に対して、セミナー等の情報提供を行います。						●					
学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励援助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられます。費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなります。				●							●
学校教育課	いじめ防止対策事業	いじめ問題対策連絡協議会やいじめ対策委員会の開催をしています。各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応を目指し、未然防止を図ります。	●	○	○								
学校教育課	不登校児童生徒支援事業	適応指導教室の運営を通し、不登校児童生徒への学習的支援や、不登校児童生徒及び保護者への心理的支援を行います。				●	○	○					
学校教育課	教育相談(いじめ含む)	学校生活や人間関係での悩みや心配事に関する相談を教員やスクールカウンセラーが行い、諸問題の早期発見と関係機関へつなぎます。				●	●	●					
学校教育課	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成を目指した指導及び支援を行います。生徒指導体制の整備等も含め、適切な生徒指導が行われるよう、教職員向けの研修を充実していけるよう努めます。		○									
学校教育課	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながります。また、研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができます。		○	●								
社会教育課	青少年対策事務	青少年は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会の接点を喪失し孤立化する危険性が高くなります。青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱える可能性がある青少年を早期発見し、関連機関につなげるよう努めます。				●	●	●					
社会教育課	図書館管理事業	図書館を啓発活動の拠点として連携し、「こころの健康」をテーマにした関連図書の紹介や相談窓口チラシ等の設置を行うなど情報提供の場として活用します。				○							

I 担当課	II 事業名	III 自殺対策の視点をふまえた事業概要	IV 基本施策					V 重点施策			
			① 強化 ネット ワーク	② 人材 育成	③ 啓発 と周 知	④ 生き る支 援	⑤ 児童 のS OS	① 勤務 ・経 営	② 無職 者・ 失業 者	③ 高齢 者	④ 生活 困窮 者
社会教育課	地元スポーツチームによる活動への支援事業	自殺や健康に関する正しい知識や情報を活用することは、スポーツ活動を推進する上で重要な役割を果たすことから、誰もが目に触れることが出来る広報活動は効果的である。「いのちを考える自殺対策」の啓発に関し、地元スポーツ団体として特に自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)中に啓発強化に努め、情報やメッセージを届ける。			○						
経営総務課	水道料金徴収業務	料金徴収業務で、問題を抱えて生活難に陥っている家庭を認知したときは、徴収員が市職員に報告するとともに、市職員は、必要に応じて他機関にへつなぐ等の対応を取るよう努めます。		○	○	○					○

「桜井市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないまち桜井を目指して～」

令和2年3月発行

発行 桜井市

編集 桜井市すこやか暮らし部 けんこう増進課

〒633-0062 奈良県桜井市大字栗殿1000番地の1

TEL：0744-45-3443 FAX：0744-45-1785